

家族と政治 : 依存する人間像からの、新たな社会 構想

著者	岡野 八代
引用	女性学講演会. 2019, 22 (1), p.54-80
URL	http://hdl.handle.net/10466/00016642

第3講演

家族と政治： 依存する人間像からの、新たな社会構想

岡野 八代

はじめに 「家族」はなぜ・誰にとって必要か？

皆さん、こんにちは。ケアの話でお話することはわりとあるのですが、今日はこれだけがつつりと規範理論の枠組みの中でケアの倫理のお話をさせていただける機会を内藤先生からいただいて、とても幸せに思っています。内藤さんの方からも、すでに詳細な政治思想史とケアの倫理との関係をお話しされているので、わたしにも話しやすい場を整えていただいたことに非常に感謝しています。

わたしのテーマは、「家族と政治」。内藤さんの議論とも、そして野崎さんの議論とも密接に関係していると思います。府大で前回お話しさせていただいたのが2009年なので、10年近くたって同じテーマでやっているんだと、ほとんどタイトルが同じではないかと自分でも振り返っています。この10年間、同じようなテーマでケアの倫理についてわたしは、考え続けています。

今日のテーマは、最終的には内藤さんの尊厳の話にとっても近づいているような気がするんです。野崎さんの話では、プライバシーということと国家との関係から見ると、利益相反という言い方をされましたけれども、家族の中では、ある種、個人の自由が阻害されるような要因が多い。フェミニストも、そのことを批判はしてきたのですけれども。ケアの倫理が画期

的だとわたしが思っているのは、だけどやはりそこには人間にとって大切ななにかが生まれようとしている。それは、尊厳かもしれないし、わたしの今日のテーマでいえば、自由を再検討できるような価値です。リベラルな自由、つまり自由意志に基づく、選択的な自由の実現が自由だということは、自由の一つの考え方に過ぎないのであって、わたしたちはわたしたちの自由を、何もそういう概念の捉え方、考え方に押し込めてしまわなくていいのではないかと、今日はお話ししたいと思います。

つまりわたしは今、家族をある種の可能性の在り処として見ています。わたしは政治学、政治思想史の出身ですので、もともとは公共性論とかから勉強し始めました。自由が生まれてくるのは公共性にある、人と人が自由に集う公共空間の中にこそ自由があるんだということを勉強してきたのですが、今では、それは本当にそうなのか、公共空間にそのような自由な出会いがはたしてあるのか、と疑っています。

家族「と」政治／国家の二元論への疑い

今お見せしているスライドは、世間を少しだけ騒がした杉田水脈議員の『新調45』での発言のところですが、昨今の日本の政治状況を見ていて、公共性とか、つまり男性が圧倒的に支配している、男性規範が疑いようもなくわたしたちの行為や考え方を支配しているような中で、今回の新しい内閣を見てもわかるように、現実には公共空間は男だらけなわけです。そこで、実践として、そしてもっと大事なことは、理論的にも、違う領域に抵抗の在り処を探した方がいいのではないかと、わたしの関心で、そこでわたしが目を付けているのは家族という形態です。そこに何か抵抗の拠点があるのではないかと、ということです。

とはいえ、この杉田発言を見てもらうとわかるように、家族を巡っては政治思想の中でも二つの動きがあります。一方では内藤さんが示してくれたように、家族を女・子どもの領域として自然視してきたような傾向が政治思想史的には非常に強い。ただ、他方で、これも野崎さんが言ったように人口管理、それから衛生という観点から、国民をつくるという意味では、家族は政治的には、一大テーマなわけです。つまり、家族とは、最も政治

的な制度ですね。この二つは、いったいどういう関係にあるのかという点を最初に話しておきたい。

わたしも杉田記事に対する抗議デモにも行きましたが、この杉田水脈議員の発言に自分の研究から非常に問題を感じるの、LGBT、特に彼女が言及するのは、同性愛者の人たちは生きづらいかもしれないけど、実際には家族との軋轢が一番苦しいんだというわけです。現実、わたしの経験から、確かにそうだと思いますが、問題はその後です。家族の問題なんだから、LGBT、特に同性愛者たちの生きづらさというのは政治的には何もできませんという発言です。生きづらさを解消することは、政治的な課題ではないと言ったわけです。自民党の比例単独で安倍首相自らが与党の政治家にした議員が、市民の困難については、自己責任、あるいは家族で解決せよといったのです。

これに対してわたしは、全フェミニストが共同して怒りをあらわにしていきたい。フェミニストがこれまで、何を訴え、何をしてきたか、ということが全否定されているからです。

一つは、家族というものが非常に政治的で、法的に支えられた特殊な、歴史的に生みだされたものであって、にもかかわらず、男性、とくに思想家たちが自然だと位置づけることによって、母性などと共に自然視することによって、女性たちに無償労働を押し付け、戦前まで日本では、女性たちは家族制度のおかげで社会的な発言を一切できなかったわけです。こういう歴史を積み重ねてきた日本が、またこういう政治家の放言を許しているという、とんでもない事態がある。でもそこには、根強い、わたしたちのある種の思い込みに訴えかけるところもあるわけです。これで、そうだよねと思う人がいるわけです。

その根幹を支えているのは——政治思想史をやっていると何でも政治思想史が非常に社会に強い力を発揮しているかのように話して申し訳ないんですが、内藤さんもそうだったのではあったのですが、二人には同じ血が流れていますね（笑）——、政治（文化）/家族（自然）の二元論ですね。

つまり私的領域で、皆さんは、自由に（＝自然に）そこで生活していて、親がホモフォビックで、自分の娘や息子が同性愛者で、「おまえなんて」

という意識を植え付けることで家族に軋轢が生じたとしても、それは家の責任。あなたたちの親を恨んでもいいけれども、国に何らかの政策や救済を訴えるのは筋違いでしょうと。杉田議員は慰安婦問題でも暴言を吐いていますが、まったく同じ構造です。当時の朝鮮半島の娘たちを売ったのは親なんだから、親を恨んでもいいけれども、なぜ日本政府が謝罪したり、賠償金を払わないといけないんだというのが彼女たちの言い方ですから。

今回の杉田水脈議員の記事は、あたかも家族を自然なように装いたい人たちというのが、いかに国家中心主義を支えていて、国家権力を掌握しようとする人々の妄想を支えているのかをよく示していました。公私二元論がいったい何を支えているのかが如実に示された。皮肉ですけれども、その点が杉田水脈議員の記事のよかったところとは言えます。でもやはり、ここは厳しく批判していかないといけないところだとわたしは思っています。

一方では、今からこうした公私二元論、あたかも家族が自然なように装ってきたのは政治思想史的に見るといったいどういうところに大本があるのかというのを見ていきますけれども、でも他方で、先ほども言ったようにケアの倫理から見えてくる、ある種の、そういった国家、国家中心主義者たちに対する抵抗の拠点として、何とか新しい家族像みたいなものを描けないか。わたしがケアの倫理の研究者たちに注目しているのは、そういった思考を彼女たちは非常に働かせているからです。

家族の機能への注視

今日お話しする後半のところは、これは新しく出たばかりなんですけれども、「家族——政治からの解放は可能か？」(『女性・戦争・人権』16号、2018年)という論文を書いていて、そこでの議論に多くを負っています。

ヘーゲル哲学を研究されている東京大学の高山守さんが、家族に関する論文のなかで次のように書いています。「家族」とは何なのだろうか、と。「家族」のうちには、人間の間人たるゆえんのもの、つまり基底的な自由——高山さんはそれを選択の自由として捉えています——が隠されている、と。家族の在り方に、人間にとって根源的な何らかの価値——今日、内

藤さんの話を聞いて、やっぱりそれは尊厳としか言いようがないようなものだと思いますが——がかけられている。けれど高山さんと違ってわたしは、選択的な自由意志にはよらない自由観を提起しているということを、今日、皆さんに紹介したいと思っています。

1 西洋政治思想史にみる、家族

杉田水脈議員が西洋政治思想史のテキストを1冊でも読んだとは、とても思えないんですけども、それでも何となくわたしたちの日常的な感覚で、たとえば婚姻するときには自分の自由意志で、お互いの同意のもとで結婚しているわけですから、家族というのは、個人的な自由の領域で、そこでこそプライバシーが守られるというふうになわたしたちは観念しています。

一方で政治思想史は、「家族と政治は異なる」ということを、内藤さんのようにデカルトではなく、わたしは何とアリストテレスまで遡っていますけれども、延々と二千三、四百年かけて、哲学者たちはずっと訴えてきたわけです。アリストテレスの『政治学』というのは、公私二元論を議論するときには必ず引用される古典なんですけれども、「主人の支配と政治家の支配が同一であることも、すべての支配が互いに同じであることも決していない」。翻訳調でわかりにくい日本語ですけども、家族と政治は「まったく違う」と言っています。

なぜならば、政治家たちの支配は自然によって自由である者たちの支配であるのに対して、前者つまり主人の支配というのは家族における支配です。家庭においては自然によって奴隷である者たちに対する支配。つまり主人以外の人は奴隷だと。女性は、自由な人間である男性市民と奴隷の間、中間ぐらい。ただカテゴリー的には、女というのは奴隷に入っていた。つまり市民ではない存在だった。

わたしは、もともとハンナ・アーレントの研究をしていたんですが、アーレントも、このアリストテレスを引いて、「家政は前政治的な制度であり、そこでは家長が妻子と奴隷たちを、ときに力と暴力によって支配し

てきた。その意味で、家政は厳格な不平等の中心」であって、自由で平等な者たちが営むはずの最も人間らしい活動である政治とは、まったく違うと訴えました。力と暴力によって支配する不平等な関係と、かなり現実を言い表しているのに皮肉なんですけれども、そのように観念されてきたわけです。

アリストテレスのところも引用していますが、これはまた皆さん後で見てください。

近代公私二元論と「家族」——ジョン・ロックの画期

ここでは近代に一気に飛びますけれども、近代の思想家であるロックが誕生してくるのは、まさに自由で平等な市民というものが、内藤さんがおっしゃってくれたように、契約を結んで同意に基づく市民社会をつくっていく時代です。ロックが残すのは、市民革命期の大きなテキストだったわけです。

ロックは何と闘っていたかということ、王権神授説と言われるもので、つまり、その時代の王が、絶対君主がすべての社会、この領土内を統治していることを正当化した議論です。それは、あたかも家族の中で家長、アリストテレスが言った不平等の力による支配ですけれども、家族の中で家長が、まさに妻子、それから奴隷を支配しているような、家長が持っている家長権と国家の王さまが持っている君主権をパラレルに、相似形に考えたのが王権神授説ですね。

王権神授説は、『聖書』に戻って、すべての王さまはアダムの息子なんだと。父親が、つまり主人が息子に継承権を与えるように、アダムの子孫の王さまは、たとえばイギリスだったらイギリスという領土を治める権威を神からもらった。それは自然に家族の中で家長が持っている権利と同じなんですよという納得のさせ方をしていたんですね。これが当時の支配的な考え方です。

ロックがなぜ重要かということ、これはアリストテレスに戻る感じもするのですが、政治の支配と家の中の支配とはまったく違うと言った。なぜなら、政治の世界は自由で平等な人たちが同意に基づいてつくる社会だから

です。

他方でロックは、アリストテレスと違って、家族の中の父権を相対化します。父権を親の権利と言い換えてはいて、かなりリベラルな家族像を持っていますけれども、それでもなおかつ最終的な決定権を父親が持つというのは当然なわけです。「能力の差がある」という言い方をします。

彼は、そこを切り分けた。当時、ロックの社会契約論、つまり、自由で平等な社会が同意によってあり得るんだと、王権神授説は間違っていますよと言ったときに、王権神授説を信じていた人たちが最も強烈にロックを批判したのは、「では、あなたは女性にも平等な権利を与えるのですか」ということです。ある意味で、そこを正しくも訴えたわけです。当時、女性は人間ではなかったですから。

ロックは、そこをスルーしたわけです。その問題には答えない。つまり家族の問題は私的な問題だから政治的な議論になりませんよ、わたしは政治の話だけをしているんですと言って、家族の中のある種の不平等、力の関係を放置した。だからこそ女性が平等な市民からは排除されていたわけですが。これも内藤さんが強調されていましたが、同意によって契約を結んだ人たちは男性しかいないので、そこで決められた法律は男性にのみ当てはまるわけです。家の中で女性がどんな抑圧に遭っていても、そこは違う領域だということで議論したわけです。

近代に入り、公私二元論がより厳格に線引きしなおされた。もはや、そこで矛盾が存在しなくなった。リベラルの議論において個人というのは前提であって、自由で平等な人たちが契約して社会をつくる。自由で平等でない人たちもいるけれども、それは違う領域にいるのであって、わたしたちは、その人たちが参加していない社会の話をしている。これは、たぶん野崎さんの議論にも重なるところですけれども。

伝統的なリベラリストは、こういうかたちで、家族の中に含まれている、さまざまな不平等、能力の差については不問に付してきたわけです。その仕組みを支えているのが、わたしは、意志の自由に特化させた自由論だと思っていますが、今日はそこまで議論はできません。とにかく、こうして私的領域における不平等を不問に付すことで、社会というのが平等な市民

たちによって形成されているという議論を成立させたんですね。その先鞭をつけたのがロックです。

ただ、ここで野崎さんも主張されていた矛盾、つまり、それでもなお、リベラリズムは、平等で自由な市民たちが契約した、そういった社会を法規範的に位置づけたわけです。

ところが実際の統治の現場、行政にここでわたしたちは注目しなければならない。皮肉なことに、このリベラルな国家像が誕生したとき、つまり18世紀ぐらいから国家というのは行政国家になっていく。すなわち、さまざまに国民を教育して、衛生管理をして健康な国民をつくり、そして愛国心まで植え付けないといけないので、実は統治においては、家族にこれでもかというくらいに介入していくわけです。どんどんと介入が高まる。

これはフーコーが明らかにしているのですが、実際には統治の術が人々の一人ひとり、個々の生命、生存に関わる場所に、どういう介入をしていくかという議論が、16世紀以降、どんどん浸透していきます。統治の術ということで。統治の術において家族は、あくまで国家の家族なわけです。

経済も、もともとは王家の家計ですよ。王家の家計。経済とは、国家大に、家計を想定する、国家を家族経営するかのようになり、近代の国民経済というのが生まれてきて、アダム・スミスなんかが出てくるわけです。

そうして浸透していくにもかかわらず、他方で、近代リベラリズムの名の下で家族の支配と政治の支配は別個の領域に属するとして、家族内での不平等や暴力や、日本では、いまだレイプさえも、まったく法的な問題、つまり公法である刑法のらち外に置かれているわけです。ヨーロッパやアメリカ等は、今では夫婦間の強姦も刑法上の犯罪になっていますが、日本ではなっていない。

近代以降、自由で平等な市民という理念の下で、家族内の——まさに、アーレントが一言で表現したように——不平等や暴力の容認が近代のリベラル化の中で強化されていくんです。だから、現実の国家の介入と、ある種のイデオロギー的なリベラリズムの考え方によって、実際に家族で何が起きているのかが隠蔽されてきたというのが、ここでのわたしの一つの問題提起です。

問いの回避の場としての、家族論

哲学者たちが語ってきた家族論というのは、実は問いを回避する場として家族を使ってきた。問いの回避の仕方が自然視です。議論するまでもなく、そんなことは当然だろうと。これも野崎さんが、扶養義務は当然そうで、と説明されましたけれども、あの点についてもわたしは議論したいところです。

たとえば、非常に厳格な自律を提唱し、厳格な自由観を持っているカント。言わなければいいのに、と内藤さんも言いましたけれども、彼は、「女が哲学をするんだったら、ひげを生やした方がいい」とまで言った人です。

しかし、彼はこうも論じています。彼の厳格な、依存に対する強烈な侮蔑観と、主従関係でとらえる夫婦関係というのは合わないんですね、どうしても。彼がこねる理屈というのが、ここです。法律が夫の妻に対する関係について、「夫はあなたの主人であるべきだ」と言うとしたら、それは婚姻関係にある者の平等それ自体に反するのではないかという問題になりますよね。カントもそう思うわけです。「夫の支配の根拠が、家の共同体の利益をはかるうえで、夫の能力の妻の能力に対する自然的優越とこれに基づく命令権にもっぱら求められ、この命令権が目的に関する統一と平等の義務それ自体から導かれうるのであれば、この関係は人間の自然的平等に反するとみなされることはない」と。つまり、夫は自然に能力に勝るのだし、家族という共同体の利益を体現できて、そのことを考え、熟慮できるのは男だけなんだから、夫の支配は、「人間の自然的平等に反するとみなされることはない」。哲学の授業って、こういうことをずっと聞かされるわけです。わたしは大学の学部のあるころ、こういうのを聞かされても、まったく何とも思わずスルーしてきた。恐ろしいですね、思い込みというのは、ひどいでしょう、これ。哲学者が言うことですか、と常識人なら突っ込むところですよ。

カントは、政治領域ではパターンリズムを最も強烈に批判します。つまり君主制の中でも啓蒙的な君主が一番いいと言ったんですけど、絶対君主をカントが批判するのは、人の幸福はこうあるべきだと押し付ける、

おためごかしのためです。絶対君主は、未成熟の状態に市民を置いておくんです。臣民たちの幸福が何かということは君主がわかっているんだから、臣民たちは、文句を言わずに王さまに従っておけというのが絶対君主です。カントは、他人に幸福観を押し付けるのは、人間の自由に反するというので強烈な批判をしているんです。その政策が仮に臣民たちの幸福に寄与したとしても、それは人間の最高の価値である尊厳、すなわち自由に反するので、このバターナリズムこそが人間の自由を減ぼすのだ、とまで言うわけです。

では次に、ロマン主義者のヘーゲルをみてみましょう。先ほどの家族に何か大切なものがあるのではないかと思悩んでいる高山先生は、このヘーゲルの研究者なのですが、ヘーゲルも、例外ではなく次のように言っています。「男女関係について述べておかなくてはならないことは、娘は肉体的に身を捧げることによって自分の誇るべきものを捨てるのである」。だけど、「家族以外になお別の倫理的活動分野を持っている男性」、それは市民社会とか政治ですけれども、「男性はそうではない」。家族だけに身を捧げてはいけませんよと。

このようにも論じています。「男性と女性の違いは動物と植物の違いである。動物はむしろ男性の性格に相応し、植物はむしろ女性の性格に相応する」。女性は植物人間であると言っているんですね、ヘーゲルは。だから女性に政治を任せたら国家が減びるので駄目だと。こうしたヘーゲルを、その後の思想研究者たちは、みんな喜んで読んでいたわけです。ありがたいヘーゲルさんのお言葉だと。

しかしこうして、女性や妻について論じてきた人たちであっても、実際に妻が果たしている「役割」「活動」の性質なんていうのを彼らは全く考えることなく——自分たちはやっていませんから、男性的な家事労働は執事とかがやっていることなので——、「自然」の名において女性たちは家族にふさわしいとされてきたわけです。

フェミニズムは家族をどのように問題にしてきたのか？

政治思想の話をするのは久しぶりなので、だんだん腹が立ってきました

が、それでは、フェミニズムは、家族をどのように問題にしてきたか、簡単にまとめてみましょう。まず、性別役割分業に基づいた、画一的な家族イデオロギーが批判されなければならないという点、詳しくは、ここで繰り返す必要はないでしょう。

第二に、家族というのは分析上所与の出発点ではない。実は家族こそが言説化、分節化し、いったい家族で何が起きているか、家族は社会においてどのような機能を果しているのかを、ちゃんと見ないといけませんと言ってきました。

もう一つだけ加えます。自由との関連から最も注目されるべき家族「問題」とは、個人主義的な価値と、ここは野崎さんがおっしゃったところをわたしは非常に面白いと思って聞いていたんですが、この関係性の中から生まれる価値が、実は非常に軋轢を生む。

女性は、この個人主義的な価値に関わることがないと考えられてきました。実際、女性には、そもそも自由の発露たる尊厳など備わっていないと考えられてきました。歴史的に否定されてきたがゆえに、女性にとって個人主義的な価値を要請することは、もちろん当然なわけです。つまり、わたしの身体を含めた自分自身はわたしのものであり、それをどのように使うかは、わたしが決める自己決定の権利がある。

ところが、象徴的に女性や家族に結び付けられてきた営み、慈しみや関係性を巡る価値の重要性も、女性の多くは経験上、知ってきた。だから、よくフェミニストがフェミナチとか言われて、あいつらを放っておくと家族を破壊すると言われるんですけども、フェミニストだってその多くは家族を慈しんで生きているわけです。少なくともわたしが考えるフェミニストとしての先輩たちは、家族的な営みを否定する人は、たぶんいないのではないかと思っています。でも、家族の中に、とても困難な軋轢があるのは確かなわけです。

わたしは、ケアの倫理というのは、そこから生まれてきたと思っているんです。家族というのは、ある種の謎で、政治思想的にはさきほど言及したような天才だと言われてきた哲学者も、家族の話になると、「自然だから、女の能力が劣っているんだから、それでよくない？」とすませ、それ

以上議論していないので、政治思想史から家族をみると、非常に謎が多く、よくわからない。

2 家族の両義性／〈家族〉という謎

ここまでの議論から言えるのは、そもそも近代国民国家成立の前後をよくよく見てみると、一方では国家と家族とは異なる原理で動いているという非連続性論、これは「リベラルな法＝権利論」だとわたしは考えているんですけども、それともう一つは統治の原理としての家族を重視する連続性論という、一見すると相対立する議論が両立してきた。

18世紀以降、イギリスやフランスでは市民革命が起こって、イギリスは違いますけれどもフランスは共和国になる。けれども、共和国ができると同時に、女性への抑圧はナポレオン法が典型的なように、非常に厳しくなるんです。女性が5人以上、路上で集まってしゃべっていたら公序良俗違反で逮捕されたり、フランス革命を主導したのは女性たちであるにもかかわらず、女性たちが公共領域から一掃されたわけです。

女性排除を重視する統治、おそらく20世紀後半になるまで、実は非常に強い家長長制的な統治というのは、統治の術として強く機能していたわけです。フーコー的に見れば、リベラルな平等論と、こうした個人を強く規制する統治論は、実は両立しているんですね。わたしたちの生の現実はずしろ、統治論からのほうが実感に近い。

フーコーが明らかにしたような生政治、つまり近代的な政治とは何かというと、個々一人ひとりの管理をするものです。もちろん、現在のわたしたちも管理されていますね。健康診断で、今では腹部を測られ、その腹部が何センチ以上になると、危険信号で保険が効きませんよと脅されます。ひどい話のようですが、保険料を節約するため、とかいう理由で、それをするわけです。労働者はみんな測られているんです、腹部を。みんな把握されているんです、何センチか（笑）。つまり、そこまで国民一人ひとりを、しかも政府が関与しながら、全体を管理している。現在進行形の現実がそれです。

だけど政治思想史というのは、わたしが研究してきた専門分野は、法＝権利論の側面、すなわち主権論を中心に国家論を展開してきたのではない。もちろん統治論も、リベラルな法＝権利論における非連続論も共通項があって、それは、「女性は自然に、依存者をケアする存在である」ということなんです。

先ほど内藤さんがシリアのアレッポの発言をされましたが、死を避けるというのは人間の本能です。やけどをしている最中に、もっと火に手を入れる人はあまりいない。自然に熱いものを避けるのと同じように、ある種、本能的に死を避けるという傾向をわたしたちは持っているわけです。でも、それにもかかわらず、自らがつくった、見いだした道徳的な法で弱者を救わないといけないので、爆撃の中で医師たちは自由に行動した。そこに尊厳を見るんです。カントも見るでしょう。

ところが、では家族の中で自分にはすごく大切な、緊急の事態についてはどうでしょうか。たとえば、大阪府立大学で発表しないといけないから、明日までにわたしはこの原稿を終わらせないといけないけれども、隣で幼い子どもが熱を出して泣いて、のたうち回っている。何とかしないといけない、放っておけない。多くの女性たちは、そうした場合、仕事を置いて子どもの看病をしているわけです。これもカントから見ると、どうなんですかね。カントから見ると、そこにわたしたちは、女性の尊厳、自由を見るのでしょうか。

もちろん、女性たちだって、そうした家族内の軋轢に直面した場合、自分自身でルールをつくって、その法則を自分で当てはめるわけです。これは自由な決断です。そういう行為は、まさしく尊厳の発露だと思います。でも、それは一切、歴史的には顧みられてなかった。つまり女性は、赤ちゃんが泣いているのに対して、情緒的に反応している、つまり、理性的な判断ではなく、あくまで自然の発露として、そうしているんだとか、あるいはエヴァ・キテイと娘のセーシャとの関係も、何か動物的な、母性という名で語られてきた。母性愛で自然なんだから、女はそれを本能でやっているんだ、みたいな片づけられ方をしてきたわけです。でも、果たしてそうなのでしょうか。

もう一つ、ここも先ほどの野崎さんに関わるところですが、そういう、今までの男性の哲学者たちが非常に妄想的に語ってきた女性の自然ですけども、リベラルな法=権利論に基づく平等な主体を、家族の領域にも拡大すると問題は解決するのだろうか。

もちろん野崎さんがおっしゃったように、少なくとも一方的に依存しないといけない存在と、それを保護する者の関係、これは、べつに子どもだけに限らないですけども、その関係は片務的ですね。決してギブ・アンド・テイクではない。子どもは、あなたはこの世の中に生まれてきたいですかという契約にサインしていないわけです。わたしは、今聞かれたらノーと答えるかもしれません。有無を言わず強制的に生まれてきたわけです。

もう一つ、リベラルですから、彼らの中ではもちろん婚姻は自由な契約なんです。でもいったん契約すると女性は男性に従わないといけないという契約なわけです。少なくとも、ロックの時代、そこまで遡らなくても、たとえば欧米で夫婦間の強姦罪が認められるまでは、そうだったといえるでしょう。日本の家制度も典型的です。

では自由な契約で、男女が自由に結婚して契約したら、それでいいのかというと、これは、キティもメアリー・アン・グレンドンという家族法の保守的な合衆国の研究者も二人とも、婚姻が平等な男女の契約になればなるほど、女性たちの困難はむしろ高まるといいます。たとえば、ジョン・ロールズがそうだったのですが、ロールズの場合、自由で平等な人が、能力があって合理的な選択者が契約を結んで社会の制度を考えるのですが、ロールズの『正義論』の初版のときには、そこで契約をするものは、実際には家長なんです。そうすると、うまく説明がつくのは、家長なので彼が原初状態で代表しないとけないさまざまな利害というのは、自分の妻や子どもの利害も入っていたわけです。もしかしたらキティの娘のセーシャのような子の利害も入っているかもしれない。

ところが、フェミニストたちにやっぱりおかしくないと言われて、その後、契約者を個人に変えるんです。そうすると、逆に事態は悪化する。というのは、まさにピーター・シンガーが言ったように、セーシャの利益を代表する人が誰もいなくなってしまうんです。男女関係なく、個人とし

て、みんな自由に契約しますと言われても、では誰が、生まれてきた赤ちゃんやセーシャのような障害者を代表するのでしょうか。能力があって合理的な人ばかりが存在するわけではない世界で、一人ひとりが自分を代表するとすれば、むしろ合理的な発言ができない人の代表がいなくなって、実は事態が非常に悪化する。そして、その負担を背負う人は誰か。家族なんですね。出生前診断もそうですけれども、わかって産んだら家族がその第一の責任者なんですか、という問題が出てくる。こうした問題を考えると、わたしは、なかなかリベラルには乗れない。

そうしたリベラルへの、ある種の矛盾が、家族の関係性のなかで際立ってくる。でも、それは否定しうるものではないし、逆にとても大切なものです。国家だって、そうした関係性は大切だとわかっているわけです。最重要課題が、家族をどうコントロールするか、といってもいいでしょう。でも、やはり自由と平等は一方では、実現しないといけない。今、日本ではリベラリズムは本当に必要ですからね。国家に飲み込まれようとしていますから。今、わたしは路上で発言するときは、リベラリストとしてふるまっています。

フェミニストたちの家族への注目

だからこそ女性たちはずっと、ケア労働のなかで明らかになる矛盾というか葛藤に取り組んできました。これを第二派フェミニストたちの議論の中、それは家事労働であったり再生産労働であったり、マルクスを批判しながら出てきたマルクス主義フェミニズムの中に、わたしは位置づけようとしています。それがわたしの現在の研究です。つまり法的に平等になったはずなのに、何か女性たちは抑圧されているという疑いが1960年代の第二派フェミニストたちの運動の中から出てきた。自由であるはずなのに、何だろうこれとはと。

そうした状況をうまく表現したのがファーガソンとフォールブルで、哲学者とフェミニスト経済学者の共著なのですが、1981年に出た*Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism* (『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』) という非常に有名な本の

中です。わたしは彼女たちの論文を今、何度も読み返しているところです。

「母親としての役割を果たすことに（母親となるために、男性に従うことが期待されるが、もはやこの役割によって生涯援助を受けることはできない）。それは期待できないですね。女性も平等なんだから、もしかしたら「働け」と言われる。「身の回りの世話をすることに（夫や子どものために、自分自身の利害を犠牲にすることが期待されるが、安定した家族の絆を当てにすることはできない）」。それが安定した家族の絆になるかという、そうでもない。離婚率もどんどん増えていくわけです。「そしてセクシュアリティ（性的に魅力的であることを迫られる）」。性の解放。しかし、「自身の性的利害を男性の性的利害に従わされることを期待される」という非常に矛盾に、女性は今直面していて、自分自身が生きているこの矛盾こそが、彼女たちは社会変革の起爆剤になるだろうと当時は思っていました。こうした葛藤の克服こそが、女性の新しい文化をつくるだろうと。それは、あまり成功もせず、でもいろいろ女性の権利は進化して、少なくとも合衆国では、夫婦間のレイプはレイプとして認識されるようにまできているわけです。

こうしたある種の矛盾、葛藤のように感じてしまう、個人が、その悩みにさいなまれるのは、フェミニスト的に言えば、それは社会制度、家族制度だったり、ケア労働に非常に低い価値しか置いてこなかったような社会制度の在り方が、こうした葛藤を生んでいるのではないかと、つまり構造的な問題に他ならない。

わたしは、ケアの倫理というのは、そこから生まれたと考えているんです。ここでは議論しませんが、たとえばキャロル・ギリガンが1982年に『もうひとつの声』を書いた後、アネット・ベイヤーという倫理学者がわりと初期に素晴らしい書評を書いて、ここでは1996年になっていますが、初出は1987年です。彼女はこう言うんです。「リベラルな道徳が公式な道徳であり続け」——彼女はロック的な、ある種のリベラルな社会を言っているのですが——「それが排除した者たちによってなされている貢献からは目をそむけ続けるだろう。この長きにわたって気づかれずにいた、道徳

プロレタリアートとは、家事労働者であり、そのほとんどが女性なのだ」ということを、キャロル・ギリガンの『もうひとつの声』の書評の中で書いています。

つまり、どういう訳か——もちろん、社会構造ゆえなのですが——、子どもが泣いていて体が動くのは女性で、その女性の決断の在り方は尊厳を認められない。自由の発露としては見られずに、なぜか自然にそうなんだと。この道徳の働きですね、その女性の働きが、歴史を通じて搾取されてきた。

これはフォールブルさんがインビジブル・ハート、『見えざる心』という本のなかで詳しく論じていることです、いかに女性たちの働きが公的に価値づけられてこなかったのか。アダム・スミスの『国富論』の中に神の見えざる手とありますね。需要と供給で価格が決まるというリベラルな、ある種の市場経済の議論をしたときの有名な一句ですが。フォールブルさんも、インビジブル・ハート、女性たちの見えない心の動きによって、世の中がなぜかうまく回っているということを議論しているわけです。*The Invisible Heart*、非常に面白い興味深い本です。

家族への注視によって見えてくるもの

哲学者たちが、あまり注視してこなかった女性たちの営み。これまで半分強制的に、社会的な圧力等で、あるいは社会制度上、女性たちが担わざるを得なかった。だけど、いったい彼女たちは何をしてきたのかというのをよくよく見てみると、その営みというのは人間にとって欠かせない営みである。

実はハイデガーは自由について面白いことを言っていて、平和と結びつけたところですが、ドイツ語をギリシャ語にさかのぼって語源的に解釈していく。平和という言葉Friedeは、自由das Fryeを意味していて、実は平和の中に含まれる自由fryというのは次のことを意味している。つまりそれは危害や危険から守られている、保護されているということ。本当に自由であることとは大事にすること（Shonenいたわる／危害から守ること／助けること）を意味している、と。

彼は当時、戦後すぐのドイツでの講演で、日本と同じように多く爆撃されているので住居が足りなかったんですが、その住居というのは何かというと、それはべつに建物の話ではなくて、わたしたちが平和のうちに自由にあることを保障するのが住まいという考え方なんだと説きました。わたしはハイデガーは全然好きではないですけども、ここは多くを学んだところですよ。

3 家族への注視：自由の再検討

では、最後に自由の再検討を試みたいと思います。わたしは先ほど言ったようにハンナ・アーレントという政治思想家の研究から思想史研究を始めました。アーレントは自由論を説いた人ということで非常に有名ですが、アーレントの自由論というのはリベラルな選択の自由、あるいは自由意志に基づいた自由とはまったく違う自由論です。

これはアーレントの非常に面白い、謎めいた言葉ですが、とても吟味に値すると思いますので、ここで少し長く引用しておきます。ぜひ皆さんも、これはいったい何を意味しているのかと、考えてみてください。

「なまじ人間は自由であるという能力をもつために、人間関係の網の目を生産し、それによって紛糾に巻き込まれるように見える。その結果は、人間は、自分の行ったことの作者、行為者であるというよりは、むしろその犠牲者であり、受難者のように見えるのである。いいかえると、人間が最も不自由に見える領域は、生命の必要に従事する労働でもなければ、所与の材料に依存する製作でもない。むしろ他ならぬ自由を本質とする能力において、またその存在をただ人間のみを負っている領域においてこそ、人間は最も不自由に見えるのである」。

自由を現代社会に再興しようとしたアーレントが、不自由に見えるものこそが自由だと言うんですね。

つまり、自分の意のままにならないような人間社会で生きていくこと、

わたしがここで発言したことも、皆さんがそれぞれ全然違う理解をされて誤解も生むわけですけれども、その誤解がある状態が、実は人間の自由なんだ、そこにわたしたちは自由の価値を見いださないといけないというのがアーレントの自由論で、非常に面白い。

第一のエピソード

ちょっとだけエピソードを紹介したいと思います。家族に何か、こういったアーレントが論じるような自由を見いだせないか。アーレント自身は、家族というのをアリストテレス的に理解しているので、プライベートprivateは、いろいろな自由な場が奪われているdeprivedというふうに彼女は理解し、他者や光、自由を欠いた世界として理解しています。もちろん、他方でそうした理解は大切ですが、家族という領域はそれだけではありません。

家族の中に何が見えてくるのか。以下は、2010年の日本軍「慰安婦」関係のシンポジウムで、パネリストのお一人だった宋連玉（ソン・ヨノク）さんの発言です。会場から、どのように日本の若者たちに国家レベルにおける被害と加害の歴史を教えることができるのでしょうか、というような質問がありました。それに対して宋さんは、今の若者だと、両親にその経験をまず聞いてみてというのでは足りないかもしれないけれども、おじいさん、おばあさんに戦争体験をまず聞いてと言ったらいいのではないかと。だけど日本の家族というのは、そういった家族の歴史というのを知らなさすぎるのではないかと答えられたんです。

つい最近、朴沙羅さんという社会学者が、『家（チベ）の歴史を書く』という本を書かれました。朴さんは父親が韓国籍で、そのお父さんの10人ぐらいいるきょうだいの、まだ生存されている方々に聞き取りをします。濟州島から来ているので、その思い出の中には濟州島の四・三事件とかがある。実は戦後に1回、濟州島に帰るのですが、四・三事件が起こったので、また戻ってきているんです。そのことを朴さんは聞いて、もともと面白い家族だなと思っていたらしいんですけれども、聞いて回るわけです。

そうすると、同じ家族だけれども、当然、お兄さんだったり妹だったり

して、年齢が違うわけです。なので、その同じ四・三事件を鮮明に覚えていて警察で拷問されるかもしれないようなお兄さんと、そのことをまだほとんど覚えていない小さな赤ちゃんだった妹さん、若いおばさんとの記憶が全然違うということに出合うわけです。説明がつかないんです。つまり、いろいろな社会で起こっている記憶、家族の中における個人の記憶、その個人が見えていた社会というのは全然違うことが非常によくわかるわけです。

第二のエピソード

もう一つだけ紹介しますが、2016年の冬から9ヶ月間、わたしはパリにいましたが、若いカップルに出会いました。彼女たちは女性のカップルで、ミハルはイスラエルから、マニュエラはコロンビアから来た留学生で、二人は共に研究者になるためにパリに来た、フェミニストの社会学者です。30代の二人には現在3歳半になる娘がいます。二人は、フランスで同性婚が認められたことを契機に、マニュエラが子どもを産んで二人で育てることを決断します。2015年に結婚し、2016年に一人娘のエリアが生まれています。

二人は、パリと比べると本国ではまだまだ同性愛者に対する偏見が強いと言っている。コロンビアでは同性婚は認められたけれども、まだまだ社会的には不寛容。イスラエルでは社会的にはかなり多様性が認められているけれども、婚姻は宗教婚なので、とても同性婚は認められなくて、やはりフランスで、パリにいて、同性婚が認められて、家族となるとというある種の決断をした。

主流の自由の考え方

この二つの家族から、主流の自由の考え方はどうみえてくるでしょうか。半澤孝麿先生というのは政治思想史の分野では非常に有名で、古代から近代までの自由論『ヨーロッパ思想史のなかの自由』という大著を書かれるんですけれども、先生も主流の考え方を次のように説明しています。「自由」の原理とは、人間が、その外的行為と内的精神行為の双方において

〈独立〉、〈解放〉を享受し、〈自己決定〉する主体でなければならない、とする原理です」。

本人の自由意志に基づかない、世代間の絆を中心に捉えられた家族は、自由だといえるのか？ 世代を超えるこの関係には、野崎さんも繰り返されたように、相互性に基づく自由の平等というのは存在していない。でも、これは主流の自由の考え方だけれども、本当に自由論というのは、それでいいのか。アーレントが言ったように、実は自由な領域というのは、人間関係を紡いでいくので、とても不自由に見えるのではないか。

第一のエピソードから見えてくる自由の在り方

第一のエピソードから見えてくる、ある種の自由とは何でしょうか。つまり、わたしがケアの倫理から提唱したい、自由の在り方です。宋さんや朴沙羅さんの本でもそれが垣間見えるのですが、宋さんは、日本人家族の中で語られない記憶、聞きとられない記憶が聞きとられることで、戦後の日本国が国民に語りかけ、教え込もうとする歴史を超える想像力が育まれると指摘されたんだと思うのです。

この指摘は、日本社会における家族の営みが貧しいことを宋さんが指摘されたのと同時に、実は家族の中に、わたしたちの知らない歴史を生きている構成員がいて、彼女たちの記憶は日本社会の現在に变革を求めた源泉となることを示唆している。合理的理性等々から推し測ることのできない、想像力にのみ夢見ることができる未来への投企や現在の变革に自由の価値を置いてみるならば、自由が胚胎する契機が見いだせるのではないか。

第二のエピソードから見えてくる自由の在り方

あるいは第二のエピソード。これは野崎さんの最後の承継の議論と、ちょっと重なるところがあると思いますが、マニュエラとミハルが家族を形成しえたことが示すように、家族は異人たちの集まりであり、文化も伝統も言語も超えて——彼女たちはヘブライ語とスペイン語、英語、フランス語で子どもを育てるんです——むしろ互いに非常に差異を尊重しあえる場でもある。

マニュエラとミハルは確かに同意したけれども、選択の及ばないエリアという新しい子（まったき自由な子）を迎えるにあたり、法的な承認という社会的な基盤が重要だったことを伝えている。

家族の構成員はときに理解し合えない。フランスというのは同性婚が世論を真っ二つに割ったほどの強いキリスト教的な社会ですので、エリアが今後どんな目に遭うかわからないわけです。二人の決断は、エリアに対して相互性を欠く。とはいえ、互いに不自由な存在であるかもしれないけれども、断絶を抱えつつ、つまりエリアの将来という彼女たちには想像できない生をエリアに託した。エリアがどんな社会に生きるかは、マニュエラとミハルには分からない。

けれども、存在してほしいと望む家族を可能にするのは、新しい人を迎えることが喜びであると思える環境であり、それを整備する。彼女たちも、同性婚賛成の運動に関わるわけです。これは法制度の問題であって、換言すれば、選択の及ばない未来の事態においても、その事態を納得しながら受け入れられるための環境づくりをする。それが現在はコントロールできない未来に対する、現在におけるわたしたちの、自由の承継に関連していないか。そして、そうした未来に自由の可能性を託すことこそが、法・社会制度の役割ではないかとわたしは思っているんです。ここは野崎さんに「違う」と言われるかもしれませんが。

アウグスティヌスの意志論と「愛」

先ほど半澤先生を引用して、自由意志、自己決定できる人が自由な主体なんだと紹介しました。その大本にいるのがアウグスティヌスという、有名な宗教的な哲学者です。中世の宗教者たちの一番大きな問題は、神はなぜ悪を行う人間をつくってしまったか、つまり神は全能であり間違いがない存在なのに、何で人間はこんなに悪いことばかりしているんだという問題です。アウグスティヌスは、そこに、人間には意志という働きがあって、神の教えに背くような意志があると。これが自由意志の典型例ですね。カントもそうです。自然の法則はあるけれども、人間だけが、それに背く何かがある。そこに意志を見た哲学者です。

アーレントは面白いことに、アウグスティヌスの意志論から始まる、『精神の生活——意志』という本を書きますが——ちなみに、彼女の博士論文は、『アウグスティヌスにおける愛の概念』です——、アウグスティヌスの意志、自由の根源にある意志論を、「愛」の中に見ています。つまり、「わたしは、あなたに存在してほしい」と思う愛情こそが、意志であると。新しい存在を望む。この気持ちこそが、アーレントがアウグスティヌスに見る自由意志です。

新たな存在がもたらす、自由の原理

アーレントは非常に面白くて、わたしもアーレントを研究し始めて、もう何十年もたつのですが、まだうまく言語化できない。ただ、アーレントが魅力的なのは、新しい人の誕生に自由の原理を見る。これは非常にプリミティブだし、厳格な哲学者は笑い飛ばすかもしれません。

とはいえ、アーレントは新しい人の誕生に自由の原理を見ます。アーレントは、自由というのは予測不可能性であり、自分でコントロールできないからこそ自由なんだと言うわけですから、子どもこそが自由というのはある意味で一貫しています。反復不可能性、それから意外であること。世の中に意外なことが起こることこそが、自由である。わたしなぞは、安倍政権がこのまま続いて、日本はオリンピックまでもたないのではないかと思うけれども、アーレント先生いわく、もしかしたら意外なことが起こるかもしれない。絶望の中でも新しい人間が生まれてくる限り自由の原理はもたらされ続けるという、非常に希望に満ちた本をアーレントは書いたともいえます。

彼女は、行為主体にとって予測不可能な帰結をもたらす、他者との間で行われる行為や言論をこそ自由な行為と考えて、自由意志の持つ抑圧性を批判し続けたんですね。自由意志というのは、自分が意志したことを実現することが自由の貫徹と考えられますが、アーレントは、そうではないと言ったわけです。

そして、新しい人の誕生という第一の自由こそが、アーレントが言う公共の中の自由を可能にしている。それは、「あなたに存在してほしい」と

いう、子どもを産んだ経験のない者からすると、非常に不可思議な、なんでそんなことを思うんだろうと思う人も中にはいると思うんですけども、新しい命を、この一見すると絶望的な社会に、いまだに産み続けるという強い意志を持った方がいる。どんな不幸に見舞われるかわからないのに。アーレントは、実はそこに意外なことが起こる、歴史というのはそういう個々の行動から生まれてきたと言うんです。

自由な家族／家族を略奪せんとする国家

エヴァ・キテイもそうです。「つねに、既存の世界にストレンジャーとして生まれてくる新たな人は、先の世代に属する者に受け入れられることなく、存在することさえできない」わけですが、「先の世代に属する者が、新しい存在を受け入れるか否かについては、たしかに選択の余地が残されている」けれども、「生まれ落ちた存在に一定期間とはいえ付き添い、物理的な世話だけでなく、言葉を与え、反応に応答するというケアの営み」というのは、「選択の余地なく迫ってくる」わけです。選択するか否かとかいう時間はないです。おなかがすいて、びいびい泣いている赤ちゃんの前で、ちょっとお母さんは今から熟慮するから1時間待って、とは言えないわけですね。

このケア労働を、かつては女性の自然の名の下で、現在では選択の自由、自由意志の帰結として、女性たちにほぼすべて押しつけ、女性から自由を奪ってきたものこそが、自由意志に基づく近代的主体像であり、近代家族であり、近代主権国家の三位一体だと考えられます。繰り返しますが、現在の日本社会において、路上ではわたしはリベラリストですけれども。

アーレントが「愛」と名づけた、他者に存在してほしいと願う意志は、領土をはじめとして所有、我有化に取りつかれた近代主権国家の下で、男性主体の付属物としてのみ存在し得た母が体现するとされた母性愛へと縮減されて、男性主体と近代国家の管理下に置かれるようになった。男性ももちろん新しい存在を望む、でも新しい存在を望むという行為はいったい人間にとってどのような意味があるのだろうか、と真剣に問うことはなかった。そうした営みの中にわたしたちが見出さないとけないのは、本

能とか国益なんかではなく、人間にとって大切な自由ではないか。そして、今、新しい存在を人間の自由として待ち望むことができないような事態が進行しているのではないか、そこにこそ自由のはく奪を見るべきではないか。

政治思想の役割

政治思想の役割というのは、いかに家族を国家に従属させるかということをや延々と語ってきたというのが西洋政治史の歴史だとも思っています。たとえば、スーザン・オーキンはプラトンの読解をしているんですけども、「かつて自立的な存在であった氏族集団に向けられていた家族の忠誠心」を、いかに国家に振り向けるかに、プラトンの『国家』篇というのは費やされているとプラトンを再解釈します。

あるいはアンティゴネーの悲劇を見てみたい。この悲劇は有名ですけども、忠誠心、つまり家族を愛する気持ちと国家に忠誠を誓うという気持ちは相反するときがあるわけです。戦争になると、そうですね。子どもを差し出せというわけですから。アンティゴネーの悲劇が表しているのは、「家族は明らかに社会的な不和をもたらす要因となり、国家に対する市民的忠誠心への潜在的脅威」だったということでもあります。

わたしも時々思うんです。どうして日本で生まれ育った子どもを、多くの保護者たちは、時に理解不可能な、抑圧的な教育を施すかもしれない小学校に入れて平気なんだろうと。日本の義務教育をしない方が子どもたちにとって、よほど自由な世界観へ開かれるかもしれないのに、なぜか唯々諾々と子どもを、あの恐ろしい義務教育に送り込んでいる。もちろん、それしか選択肢がないということもありますが、そこに葛藤を抱える人はさほどいない。どうして、こんなことが起こっているんだろう。

抵抗の拠点としての、新しい「家族」へ

政治思想史が二千年の間ずっと恐れてきたこと、家族をこんなふう押し込め、女性たちを自然で動物に近いものに扱ってきたのかという理由が、そこにあるのではないか。実は家族に、大きな国家の原理を揺るがす

ような新しい原理が、胚胎しているのではないか。怖いですよ、どんな存在かわからない、国家にたてつく人ばかり生まれてくるかもしれない領域が、家族なわけです。可能性としては、それも大ありなわけですね。

三島憲一さんが「公共圏」の項目を『社会思想辞典』で書いているんですが、日本だとどうしても、天皇制のおかげなのか、お上と公というのはイコールですが、実は公共性は、西洋の歴史から見れば非常に私的な、プライベートな人たちの集いの中からこそ生まれてきたんです。つまり、国家に対抗するものとして生まれてきた。

だから、もともと公共性は文芸的なのです。つまり、王さまにたてつくことは身の危険があるので、音楽、オペラや民衆たちが好んで聞いていた、たとえばベートーベンの音楽について語り合う場所から公共性が生まれてきた。モーツァルトは宮廷が活躍の場でしたが、ベートーベンは市民的な音楽家で、その音楽の批評をしながら、国家に対する悪口もこっそり入れて、バーでお酒を飲みながら話をしていた。ここから公共性が生まれてきたことを思えば、公共性が生まれてくる場所というのは、どこでもある。

わたしは、公共権とか今の市民社会に期待をしていない。なぜかといえば、たとえば今日も、子育てをして本当に忙しいお母さんは来られないわけです。公共権というのは、依存者を抱える人にとってはハードルが高い。障害者だって出てこれない。だから違うところにわたしたちは、目を向けないといけないのではないかと考えています。

おわりに わたしたちは、家族と共にどこに行くのか？

一方では、人口管理の道具として抽出されるような、そして杉田水脈議員が体现しているような、ああいった家族の強制に抗いつつ、かつりベラルが夢想した意志の自由の領域を越えて、他方で、わたしたちの希求や必要を発見し、ともに活動していく。そうした共生のかたちというのが実は、それはべつに法的な家族でなくていいんですけれども、お互いにいろいろなしながらみから仕方なくやっていたとしても、そうした営みの中にわたしたちは何らかの自由ということを発見していけるし、そこにこそ、尊厳が

かけられているのではないかなと思います。

これでわたしのお話は終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。